国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第13条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(8)　(略) (9)　次長のうちからセンター長が指名する者　1人 (10)　研究支援課長 (11)　(略) 2　(略) (事務) 第15条　センターの事務は、関係部局の協力を得て研究支援課において処理する。	本則 第13条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(8)　(略) (9)　研究・財務戦略部長 (10)　研究・財務戦略部研究支援課長 (11)　(略) 2　(略) (事務) 第15条　センターの事務は、関係部局の協力を得て研究・財務戦略部研究支援課において処理する。	

附　則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。